## 平成30年第9回

美里町農業委員会定例総会議事録

## 第9回美里町農業委員会定例総会

- 1 開催日 平成30年8月27日(月)午前9時28分から午前10時42分
- 2 開催場所 美里町役場南郷庁舎2階 202会議室
- 3 出席委員(16名)

1番 小野 保裕2番 後藤 幸太郎3番 大崎 幸信4番 我妻 卓美5番 古内 世紀6番 久道 雄悦7番 大友 重善8番 佐々木幸一郎9番 佐々木 裕一10番 遊佐 恭一11番 柴山 真二12番 尾形 司13番 鈴木 幸博14番 福田 なほ子15番 邊見 勝寿

- 16番 伊藤 惠子
- 4 欠席委員(なし)
- 5 報告事項
  - 1.農家相談日について
  - 2.買受適格証明書の交付による農地法第3条許可について
- 6 議 事
  - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
  - 第2号議案 農地転用事業計画変更承認申請について
- 7 その他連絡・報告事項
  - 1. 平成30年8月事業報告について
  - 2. 平成30年9月事業予定について
  - 3. その他
    - (1)平成30年度農地利用状況調査の速報値について
    - (2)小牛田地域賃借料精算業務の廃止方針に係る経過と今後について
- 8 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地 和則事務局次長 髙橋 博喜

## 9 会議の概要

事務局

定刻2分ほど早いですけれども、ただいまより平成30年第9回美里町 農業委員会総会を開催いたします。

開会に当たりまして、会長より挨拶をいただきます。

会長

(挨拶内容省略)

事務局

ありがとうございました。

議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、これより平成30年第9回美里町農業委員会総会を開きます。

議長

本日の出席委員は16名全員であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。

議長

次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。会議規則第15条1項の規定により、議長よりお二人を指名いたします。9番佐々木裕一委員、10番遊佐恭一委員のお二人にお願いいたします。

議長

報告事項に入ります。

1、農家相談日について、8月6日に農家相談を行っております。担当委員より報告をお願いいたします。

小野保裕委員

農家相談日につきましては、8月6日月曜日、会長室において、伊藤会長、古内世紀委員、そして私、小野の3名で対応いたしました。相談件数は1件でございました。

相談は、 地区の の さんという方が見 えられました。 したけれども、 字

の土地所有者から、 がほしいという話があったということで、相談に見えました。以前に 地区周辺の農家から土地を売りたいという申し出が 2 件ほどありましたが、不整形地や圃場への出入りに問題があるよう

な土地であり、現状耕作されておらず、保全管理状態なので、現時点では 希望に沿うような所は無いとお伝えいたしました。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

議長

続きまして、報告事項2番、買受適格証明書の交付による農地法第3条 許可について、事務局より報告をお願いします。

また、8月15日に農地調査委員会において現地調査を実施しております。事務局の説明終了後、調査委員会の担当委員より報告をお願いいたします。

事務局

この案件につきましては、買受適格証明願の議案が6月総会で議案番号 1番として審議をし、8月1日に交付いたした内容です。

以上、報告事項2番、買受適格証明書の交付による農地法第3条許可に ついての説明を終わります。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終了いたしましたので、現地調査の報告を農地調査委員 会の担当委員より報告お願いいたします。

我妻卓美委員

農地調査委員会は、今月も大崎委員と委員長である私、我妻がが担当し、伊藤会長、邉見会長職務代理者、事務局から菊地事務局長、髙橋事務局次長の計6人により、8月15日に現地調査を行いました。

番号1については、 地区の に位置しており、現地は水稲が作付され、適正に管理されていることを確認してきました。また、買受適格証明書の交付時と事情が異なっていると認められませんので、農地法第3条許可書の交付は適正と思われます。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から報告事項2について事務局の説明と農地調査委員会から報告がありましたが、不明な点があれば再度説明をいたします。ござ

いませんか。

(なしという声あり)

議長

ないようですので、報告事項を終了いたします。

議長

続きまして、議事に入ります。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題 といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

(第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

補足ですが、農地法第3条各号との照らし合わせにつきましては、別紙の農地法第3条調査書のとおり、すべての案件が該当しないことを報告いたします。

以上でございます。

議長

事務局の説明が終了しましたので、第1号議案について審議をいたしま す。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第1号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、第1号議案は原案のとおり許可といたします。

議長

続きまして、第2号議案、農地転用事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

また、8月15日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より報告をお願いいたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

(第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

事務局の説明が終了いたしましたので、現地調査の報告を農地調査委員 会の担当委員より報告をお願いいたします。

我妻卓美委員

番号2については、現地は 地区の に位置しており、

のため農地区分は第3種農地となります。当初計画では申請者のがであることから、のとの設置を予定しておりましたが、自らの自宅建築に計画変更するものです。現地調査の時点で既に完成していると申しておりましたので、変更計画どおりに遂行され、特に問題は見当たらず、承認相当と見てきました。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の担当委員の報告が終了いたしましたので、審議に入ります。

何か質疑ありませんか。

議長

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第2号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

全員賛成と認めます。

第2号議案、農地転用事業計画変更承認申請について、原案のとおり許可相当と意見を付して、宮城県知事に進達をいたします。

議長

議長

以上で議事を終了いたします。

## 議 事 録 署 名

上記、第9回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

平成30年 月 日

会 長

署名委員 9番

署名委員10番